

公告

「平成27年度北谷町観光誘客強化広報宣伝業務委託」について公募型プロポーザルを執行するので、次のとおり公告する。

平成27年5月29日

北谷町長 野国 昌春

1 趣旨

北谷町観光誘客強化広報宣伝業務委託に係る委託業者の選定のために、公募型プロポーザルを実施する。

2 応募資格等

以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号9)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加の申込日において、法令に基づく営業停止処分を受けていない者であること。
- (3) 参加の申込日において、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続き又は再生手続の開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 参加の申込日において、自己の不渡手形又は不渡小切手により、銀行当座取引を停止されていない者であること。
- (5) 国税、都道府県税並びに市町村税を滞納していない者。
- (6) 沖縄県内に本店、又は、支店を有する法人であること。県内に本店、又は、支店を有しない場合は、県内に本店又は支店を有する事業者と共同企業体を結成し参加すること。
- (7) 過去5年間に、国・地方公共団体等に対する本件同様の企画提案又は採用実績を有する者。
- (8) 今回の委託業務を実施するため、2人以上の実務担当者を配置することができる者。

3 実施内容及び選定方法等

北谷町観光誘客強化広報宣伝業務 委託業務企画提案公募実施要領(以下「プロポーザル実施要領」という。)による。

4 プロポーザル実施要領及び申請書類等の交付場所、問い合わせ先

〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町字桑江226番地

北谷町 建設経済部 商工観光課 観光振興係 野(ノ)

TEL : 098-936-1234 (内線 278) FAX : 098-926-2174

E-mail : no. souichi@chatan. jp

※問い合わせ等については、主管課窓口及びE-mail 又はF A Xで行い、電子文書送信後は速やかに連絡し、受信の確認を行うこと。

※プロポーザル実施要領及び申請書類等については、北谷町役場公式ホームページ上でも交付する。

5 その他

- (1) 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類の作成・提出等、本プロポーザルの応募に要する費用は、すべて応募者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- (3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合は失格とする。
- (4) 詳細は、プロポーザル実施要領及び業務委託仕様書による。